

神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会  
＜ ＞部門会議 運営要綱

(目的)

第1条 本要綱は神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会の定款に基づき、神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会（以下、連合会という）の＜ ＞部門に所属するワーカーズ・コレクティブ（以下、W. Co という）の運動と事業の発展を図るために定める。

(名称)

第2条 神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会の＜ ＞に関する事業を行うW. Coが所属する部門として＜ ＞部門会議と称する。

(会議メンバーの構成)

第3条 本部門会議のメンバーは、＜ ＞部門に所属するすべてのW. Co から1名によって構成される。

(運営委員の選出)

第4条 本部門会議は運営委員を選出し、運営する。

(会議メンバーの任期)

第5条 会議メンバーの任期は原則2年とし、再任は妨げない。

(会議メンバーの責任)

第6条 会議メンバーは本会の目的に沿って、本部門の執行方針を達成するためにその責務を遂行しなければならない。

(代表)

第7条 本部門会議は、運営委員の中から代表を選出する。

(会議)

第8条 本部門会議は代表が招集する。

(事務局)

第9条 本部門会議は事務局を置くことができる。

(要綱の改廃)

第10条 本運営要綱の改廃は部門会議で検討し、連合会理事会の承認を得る。

(附則)

1 任期については、制定初年度に限り、次の通常総会までとする。

2019年 4月 23日 制定